

お届けいただく方へ

死亡等の失権連絡は、電話または郵送でお受けいたします。
(失権の事由が生じたときのみご提出ください。)

● 電話で届けていただく方へ

1. 年金証書記号番号(「8594」ではじまる番号)がわかる書類(年金証書・改定通知書等)をお手元においておかけください。
また、年金受給者が他の公的年金を受けていたときには、その年金証書等も併せてご用意願います。
2. 年金受給者に配偶者がいる場合で、その方が公的年金を受けているときにも、その年金証書等をお手元にご用意願います。

電話：03-3261-9847 遺族・障害審査課

◎電話での連絡は、次の時間内をお願いします。
月曜日～金曜日(祝日は除きます。)
午前10時～12時、午後1時～5時
※年金の支給日の前後は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。
※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

● 郵便で届けていただく方へ

右記の「失権事由等連絡書」の用紙に記入の上、ご郵送ください。
なお、連絡書到着後に、**当組合から電話でご連絡いたします。**

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル
地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 遺族・障害審査課
あて

地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 御中

失権事由等連絡書

元組合員が退職された道府県		
年金証書記号番号		8594 <input type="text"/>
受給権者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
失権年月日(失権事由)		令和 年 月 日 (死亡・婚姻・養子縁組)

届出人	フリガナ	
	氏名(続柄)	受給権者との続柄(配偶者・子・本人・)
住所	〒	—
連絡先電話番号	TEL	— —

日中、連絡可能な電話番号を記載してください。

キリトリ線

お届けいただく方へ

死亡等の失権連絡は、電話または郵送でお受けいたします。
(失権の事由が生じたときのみご提出ください。)

電話で届けていただく方へ

- 年金証書記号番号(「8594」ではじまる番号)がわかる書類(年金証書・改定通知書等)をお手元においておかけください。
また、年金受給者が他の公的年金を受けていたときには、その年金証書等も併せてご用意願います。
- 年金受給者に配偶者がいる場合で、その方が公的年金を受けているときにも、その年金証書等をお手元にご用意願います。

電話：03-3261-9847 遺族・障害審査課

◎電話での連絡は、次の時間内をお願いします。
月曜日～金曜日(祝日は除きます。)
午前10時～12時、午後1時～5時
※年金の支給日の前後は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。
※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

郵便で届けていただく方へ

右記の「失権事由等連絡書」の用紙に記入の上、ご郵送ください。
なお、連絡書到着後に、**当組合から電話でご連絡いたします。**

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル
地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 遺族・障害審査課
あて

地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 御中

失権事由等連絡書

元組合員が退職された道府県		〇〇県	
年金証書記号番号		8594	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
受給権者	フリガナ	キョウサイ ジロウ	
	氏名	共済 次郎	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和××年××月××日	
失権年月日(失権事由)		令和××年××月××日 (死亡・婚姻・養子縁組)	
届出人	フリガナ	キョウサイ ハナコ	
	氏名(続柄)	共済 花子 受給権者との続柄(配偶者・子・本人)	
住所	〒×××-×××× 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
連絡先電話番号	TEL - -		

*日中、連絡可能な電話番号を記載してください。

キリトリ線